

モロッコ：人権活動家が釈放されました！

人権擁護活動で不当に収監されていたザイン・アル＝アービディーン・エラディーさんが釈放され、難民資格を持つフランスに帰国することができました。

エラディーさんは、2011年の非暴力の抗議デモに参加したことで、公共財産の破壊など事実無根の容疑で実刑1年と罰金刑を言い渡されました。勾留を免れていたエラディーさんに収監状が発令され、司直の手が伸びてきたため、フランスに逃れました。その後、難民資格を得てフランスで新たな生活を始めることができたのですが、昨年4月、他界した父親の墓参りでモロッコに一時帰国したとき、空港で拘束され、そのまま収監されてしまったのです。

その日から1年、早期釈放とはいきませんでした。自由の身となり、5月半ば、フランスでの生活に戻ることができました。

ミャンマー(ビルマ)：ロイター記者釈放

国家機密法違反で投獄されていたロイター通信のワロウン記者とチョーソーウー記者が5月7日、大統領恩赦で釈放されました。

2人は一昨年12月、ラカイン州北部で治安部隊が関与したとされるロヒンギャ虐殺事件の取材中に治安当局に拘束されました。その後、国家機密法違反で起訴され、一審で言い渡された実刑7年が、この4月、最高裁判所で確定します。その2週間後、大統領恩赦により釈放されたのです。

ワロウンさんは「釈放要請などの支援をしてくれた世界中の方々に感謝したい。すぐにでも職場に復帰したい」と話していました。

2人が大統領恩赦により、服役は短期間ですみましたが、勾留期間を入れると拘禁された期間は500日を超えます。そもそも、取材活動を違法として有罪判決を下す司法手続きそのものの不当性を考えると、当局の一連の対応は、決して許されるものではありません。

ミャンマーで表現の自由の権利を行使したために投獄された人たちの釈放と抑圧的法律の廃止に向けて、引き続き活動を続けます。

イラン：イライーさんが釈放されました！

文筆家のイライーさんが、2年半の刑期を終え、4月8日に釈放されました。

イライーさんは、国家機関にはびこるさまざまな人権侵害を厳しく批判してきました。小説の題材にもテーマを取り上げました。その中で、かん通罪で石打ちの刑を受ける女性の映像を観た一人の女性が、怒りのあまりコーランを燃やしてしまいます。未発表だったこの小説を書きためたノートが、後の家宅捜索時に押収され、小説が当局に知られるところとなり、イスラム教侮辱罪に問われます。その上、フェイスブックの投稿内容が反国家的宣伝にあたるとして、2年半の実刑判決を受けたのです。

逮捕後の取り調べでは、「処刑するぞ」などという罵声や、隣室から聞こえる、共に逮捕された夫のうめきにも耐えました。獄中でもハンストや出廷拒否などの戦術で闘い貫きました。

アムネスティは、イラン当局に対して、国際法に則り、イライーさんが受けた収監と暴力に対する賠償金の支払いを求めています。



イライーさんと夫@Amnesty International

パキスタン：ビビさん 釈放されカナダへ

2010年に冒涇罪で死刑判決を受けたアジア・ビビさん(54才)は、8年間、無実を主張して闘い抜き、昨年10月、最高裁で死刑判決破棄と無罪を勝ち取りました。その後も紆余曲折の末、5月8日、出国が認められ、念願のカナダへの渡航が実現し、すでに移住していた子どもたちと再会することができました。

事の発端は、ビビさんと仲間との口論です。ビビさんが農作業仲間に一杯の水を差しだしたところ、「キリスト教徒の水は不潔だ」と言われた時、預言者ムハンマドを侮辱する言葉を使ったとして冒涇罪に問われたのです。2010年に死刑判決を受け、上訴を繰り返し、長い闘いの末、昨年10月、証拠不十分だとして最高裁で無罪を勝ち取りました。

ところが、この無罪判決を聞いた市民が、各地で抗議の声を上げたため、念願の出国ができなくなります。さらに、最高裁が、無罪の見直しを求める再審査に同意したり、身の安全確保のためだとの理由で当局に5カ月近く保護措置を取られたりしました。そして、ようやく5月8日、出国ができたのでした。

たくさんの方々が、不当な告発と周囲からの差別と長年闘うビビさんを励まし、ビビさんの無罪判決を求めて当局に手紙を送ってくれました。心から感謝します。

今回の裁判で問題となった冒涇法は、規定があいまいで当局の恣意的な解釈が許されています。ビビさんのように私的な口論からこの罪に直面することもあるのです。

アムネスティは、パキスタン政府に対して引き続き冒涇法の廃止と同国の法律の国際法と国際基準への全面的な準拠を求めています。

中国：いまだ続く天安門を巡る弾圧

陳兵さん(Chen Bing)は4月4日、天安門事件を想起させる白酒(中国の蒸留酒)を製造・販売したことが「騒乱挑発罪」にあたるとして、3年半の実刑判決を受けました。仲間の3人は、執行猶予付きで、同じ刑期を言い渡されました。陳さんは、罪を認めなかったために実刑になったものとみられています。

陳さんら4人は、2016年5月に白酒を製造し、インターネットで販売しました。そのボトルのラベルには、「銘記八酒六四---中国北京」と書かれていました。中国語で「酒」の発音は「九」と同じ発音をするため、「八酒六四」は「89(年)6(月)4(日)」、つまり、この日の天安門事件を忘れない、というメッセージが込められていました。4人は、発売直後の5月から6月にかけて逮捕され、それ以来、3年間、勾留されてきました。

みなさん、習近平国家主席に対して、陳兵さんの即時無条件の釈放を要請しましょう。

以下のURLからアクションに参加してください。

https://www.amnesty.or.jp/get-involved/action/china_201905.html



または、アムネスティのウェブサイトの検索窓から、「天安門助けて」と入力してください。

ぜひ、ご協力をお願いします。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本